

扶桑町住民活動及び協働の推進に関する条例

逐条説明

扶 桑 町

扶桑町住民活動及び協働の推進に関する条例逐条説明

(前文)

私たちのまち扶桑町は、かつて養蚕で栄え、桑園が多く見られ、人と人との絆(きずな)を中心とした農業社会を形づくっていました。

戦後の経済発展により農業社会は衰退し、そこにはこれまでとは異なる新しい社会が生まれました。

この新しい社会は、多様な考え方や意見、価値観を生みましたが、農業社会を形づくっていた地域による共同作業の機能を低下させ、相互扶助の絆(きずな)が弱まる傾向も生み出しました。

私たちは、扶桑町民憲章の精神をいかし「きれいなまち」「文化が豊かなまち」「心が豊かなまち」「安心なまち」「未来が明るいまち」になることを望んでいます。

そして、「一人ひとりを大切にし、心がかようまち」をつくることは、扶桑町の願いです。

現在、多様な価値観を持った人たちの多様なニーズに対し、いままでの考え方やしくみでは対応できなくなっている現状になりつつあります。

そのためには、扶桑町の古き良き伝統である人と人との絆(きずな)によるまちづくりが必要です。

住民と扶桑町との協働により、私たちの望みや扶桑町の願いをかなえるため、この条例を制定します。

【趣旨】

この条例は、住民と職員が協働でこれからの扶桑町のあり方を考えた「まちづくりクラブ」の活動報告を受け策定したものです。

この条例は、住民活動及び協働の推進に関する基本的な方針を示す条例であり、条例が目指す扶桑町のあるべき姿を明らかにするため前文を規定しました。

あるべき姿については、「まちづくりクラブ」の将来のビジョンづくりの活動によりまとめられたもので、町民憲章の一文と結びつけています。

前文を持つ条例は、その制定に必然性のあるものや制限的な内容のものにはあまり見られず、法令に基づかない理念的条例で住民に読んでもらうことが望まれるものに例外的に見られます。

(目的)

第1条 この条例は、住民が行う公益的な活動を推進し、住民、住民活動団体、事業者及び扶桑町(以下「町」という。)の協働の基本理念を定めるとともに、それぞれの役割を明らかにし、よりよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【趣旨】

この条例に規定している内容をまとめて記載しており、最終の目的として「よりよい地域社会の実現に寄与する」としています。

【解釈】

「よりよい地域社会」…住民にとって多様な選択肢のある地域社会をいいます。例えば、町は平等・公平なサービスを実施し、住民活動団体は、柔軟で個別的なサービスを行い、事業者は個別的で付加価値の高いサービスを提供する。これらの中から、住民が自由に選択できるような社会です。

(定義)

第2条 この条例において「住民」とは、町内に在住する者、在勤する者若しくは在学する者又は町内で住民活動を行う者をいう。

2 この条例において「住民活動」とは、住民が自主的、自立的及び継続的に行う営利を目的としない公益的な活動をいう。ただし、次に掲げる活動を除く。

(1) 社会的秩序を乱すおそれのある活動

(2) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

3 この条例において「住民活動団体」とは、住民活動を行うことを主たる目的とする団体であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

(1) 5人以上の会員を有すること。

(2) 主たる活動の拠点が町内であること又は活動が町内で行われていること。

(3) 代表者及び運営の方法が規約又は会則で定められていること。

4 この条例において「事業者」とは、営利を目的とする事業を行うものをいう。

【趣旨】

この条例で使っている言葉で、重要な概念を表している言葉の意味を説明し

ています。

【解釈】

「住民」…通常地方自治法第10条に定める住民（住所を有する者）のことですが、これに加えて、広く在勤、在学者とし、さらに町内で住民活動を行う者も対象としました。

「住民活動」…一般的に住民の自主的な参加によって行われる自発的な活動であり、生涯学習や趣味的な活動、共益的・互助的な活動を含むものですが、この条例における「住民活動」とは、住民が相互に協働して、不特定多数の者の利益となるような目的を有する社会貢献活動をいうものです。

「営利を目的としない」…団体の利益を構成員に分配しないことであり、活動の人件費やその他の経費等に充てるために収益事業を行うことを否定しているものではありません。

「公益的な活動」…自らが社会や地域の課題に気づき、自発的にその解決をめざし、社会一般の利益の増進に寄与する活動。不特定多数のものの利益の増進に寄与する活動をいいます。

「社会的秩序を乱すおそれのある活動」…例えば宗教団体等による社会に脅威を与えるような活動、暴力団又はその構成員の統制下にある団体の活動をいいます。ただし、宗教活動を行うこと自体は、憲法に保障されているとおり自由であり、例えば、宗教団体等が主導して、広く住民を対象にし、公益的な活動を行う場合は、住民活動とみなします。

「特定の公職」…衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職をいいます。

「活動が町内で行われていること」…広域で活動している団体が扶桑町内で展開する活動についても対象としています。

「代表者及び運営の方法が規約又は会則で定められている」…多様な団体が存在しますが、それらの団体は最低限の決まりを備えていなければなりません。

「事業者」…営利を目的とする活動を行うものをいい、個人だけでなく法人を含みます。

（基本理念）

第3条 住民、住民活動団体、事業者及び町は、それぞれの役割を認識し、対等な立場で協働に努めるものとする。

2 住民、住民活動団体、事業者及び町は、協働を進めるに当たって、相互に考え方や意見を交換する場を持つよう努めなければならない。

3 町は、住民活動の自主性及び自立性を尊重しなければならない。

【趣旨】

住民、住民活動団体、事業者及び町が協働による住民活動を推進するに当たって、共通の認識とすべき事項を基本理念として定めたもので、この条例の全体的な考え方を規定しています。

【解釈】

「協働」...それぞれが果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完し、協力することをいいます。

「自主性及び自立性の尊重」...特に行政の一方的な施策の押付けや、住民に対して強制的な住民活動への参加を抑制したものです。住民活動の自主性や自立性が阻害されるような推進を行うことは、住民活動そのものを否定することにもつながります。

(住民の役割)

第4条 住民は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、地域での自主的な活動について理解を深め、身近な地域課題に対し、自発的に力を合わせて解決していくよう努めるものとする。

【趣旨】

住民活動の担い手となる、住民の役割を規定したものです。

【解釈】

住民が住民活動にさまざまな形で協力していくことを期待するものですが、その協力が強要されたり、義務とされたりするものではなく、あくまで個人の自発性・自主性に基づいて行われることが前提です。

(住民活動団体の役割)

第5条 住民活動団体は、基本理念に基づき、自己の責任において活動するとともに、その活動は広く住民から理解されるよう努めるものとする。

【趣旨】

住民活動団体の推進主体である、住民活動団体の役割を規定したものです。

【解釈】

住民活動における団体としての役割を認識しながら、その社会的意義と責任を自覚し、自らの責任のもとに活動し、住民、事業者等に理解を求める姿勢が必要です。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、地域社会の一員として、住民、住民活動団体及び町との協働に理解を深め、その活動に協力し、地域社会に貢献するよう努めるものとする。

【趣旨】

住民活動の推進主体である、事業者の役割を規定したものです。

【解釈】

事業者においては、経済的効率性のみを追求するのではなく、現在は社会貢献活動も求められています。そのかわり方は、場所の提供、寄附、融資等さまざまです。ただし、強制ではなく自発的なものでなければならない。

（町の役割）

第7条 町は、基本理念に基づき、住民活動の自主性及び自立性を尊重した上で、その活動が発展するために住民、住民活動団体及び事業者との協働を推進するよう努めなければならない。

【趣旨】

住民活動の推進主体である、町の役割を規定したものです。

【解釈】

町は、住民活動団体の自主性、自立性を阻害してはいけません。そして、協働における住民活動の推進主体として自立を促進するものでなければなりません。

（町の施策）

第8条 町は住民活動団体の活動及び協働の推進を図るため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 住民活動団体の活動の拠点を整備すること。
- (2) 人材の育成等に関すること。
- (3) 情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 活動の機会の提供等に関すること。
- (5) 広報及び啓発に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 町は、住民活動団体の特性をいかせる業務については、住民活動団体にゆだね、住民活動団体の活動の機会を拡大するよう努めなければならない。

【趣旨】

町が、協働における住民活動の推進主体として自立を促進するための環境づくりを規定したものです。

【解釈】

「住民活動団体の活動の拠点」…住民活動推進のための総合的な拠点のことをいい、事務所や会議室などを兼ね備えたサロン風のスペースを想定しています。

「人材の育成等」…専門家や住民活動リーダーによる住民活動講座の開催やさまざまな団体との情報交換を目的としたシンポジウムなどの開催のことです。

「情報の収集及び提供」…催事、人材、事業内容などの調査とその情報提供、行政情報の収集・提供などのことです。

「活動の機会の提供等」…公共サービスの実施主体としての町が、その事業を業務委託等によって行う場合に住民活動団体に門戸を開こうとするものです。

「広報及び啓発」…PR活動、相談事業のことです。

町は、住民活動団体が担える業務に関しては、積極的に依頼等していき、住民活動団体が幅広く活動できる環境をつくるよう努力しなければなりません。

（活動拠点の運営）

第9条 前条第1項第1号に規定する拠点の運営は、公共的団体等にゆだねるものとする。

2 前項の団体は、住民活動団体の意見を反映した運営をしなければならない。

【趣旨】

活動拠点を町が運営するのではなく、NPOなどの公共的団体が担うことを規定したものです。

運営を担った団体は、この活動拠点を利用する団体の意見を取り入れ、使いやすい運営をしていかなければなりません。

【解釈】

「公共的団体等」…地方自治法第157条に規定する公共的団体等をいいます。

NPOなど公共的団体の運営により、住民活動団体にとって利便性の高いものにしていかなければなりません。

（住民活動団体の登録）

第10条 第8条第1項第4号の活動の機会の提供等を受けようとする住民活動団体は、規則の定めるところにより、町長に住民活動団体の登録を受けなければならない。

【趣旨】

町から支援措置を受けることができるための地位を明らかにするための登録を規定しています。

【解釈】

「登録」とは、一般的に一定の法律事実（関係）を行政庁などに備える特定の帳簿に記載することで、その主たる効果は、これらの事実や法律関係の存否を公に表示・証明することです。本条例においては、登録することにより住民

活動団体として公に表示し証明するものです。

登録事項は、公開することにより、活動に参加しようとする住民、連携しようとする他の団体への情報提供となり、また、公開によって、透明性、事業内容の公共性などが明らかになり、住民活動団体自身の自立性が確保されます。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条は、この条例の施行に関して必要な事項については、施行規則で定めることを規定したものです。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第8条第1項第1号に規定する活動の拠点は、当分の間扶桑町役場内に置き、その運営は総務部政策調整課が行う。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

【趣旨】

施行期日に関する事項、経過措置に関する事項を規定しています。